

事務連絡
令和5年7月4日

各都道府県・指定都市・中核市
障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定すること（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）とされたところです¹。

事業所等における安全の確保に関する取組については、既に児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等において示しているところですが、今般、安全計画を各事業所等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・指定都市・中核市の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

¹ 児童発達支援センター等の児童福祉施設に対し、安全計画の策定を義務付けている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第6条の3の規定については、同令第1条第1項第3号の規定により、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準となっている。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「通所支援基準」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号。以下「入所施設基準」という。）に基づき全ての事業所等は、令和 5 年 4 月より当該事業所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（設備運営基準第 6 条の 3 第 1 項、通所支援基準第 40 条の 2 第 1 項、入所施設基準第 37 条の 2 第 1 項）
- 安全計画では、事業所等の設備の安全点検の実施に関すること、従業者や児童に対し、事業所内での支援時はもちろん、散歩等の事業所外活動時や、事業所等が車両による送迎を実施している場合における車両での運行時など事業所外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組等を確実にを行うための従業者への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。（設備運営基準第 6 条の 3 第 1 項、通所支援基準第 40 条の 2 第 1 項、入所施設基準第 37 条の 2 第 1 項）
- 策定した安全計画について、管理者など事業所等の運営を管理すべき立場にある者（以下「管理者等」という。）は、実際に児童に支援を提供する従業者に周知するとともに、研修や訓練を定期的の実施しなければならない。（設備運営基準第 6 条の 3 第 2 項、通所支援基準第 40 条の 2 第 2 項、入所施設基準第 37 条の 2 第 2 項）
- 管理者等は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を通所開始時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。（設備運営基準第 6 条の 3 第 3 項、通所支援基準第 40 条の 2 第 3 項）
- 管理者等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。（設備運営基準第 6 条の 3 第 4 項、通所支援基準第 40 条の 2 第 4 項、入所施設基準第 37 条の

2 第3項)

【安全計画の策定について】

- 事業所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所の設備等の安全点検や、事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における従業者や児童に対する安全確保のための指導、従業者への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。（具体的な安全計画のイメージについては、「事業所安全計画例」[別添資料3](#)などを参考の上で作成すること）
- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」[別添資料4](#)などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこととする。
- 以上の一連の対応を実施することをもって事業所等における安全計画の策定を行ったこととする。

【児童の安全確保に関する取組について】

- 児童の安全確保のために行うべき取組については、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、障害児入所施設運営指針、マニュアル（バス送迎の安全管理マニュアル²）等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づく安全計画（以下「学校安全計画」という。）の策定など幼稚園の取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各事業所等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について

（1）事業所・設備の安全点検

- ・ 事業所等の設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）定期的³に、文書として記録⁴した上で、改善すべき点を改善すること
- ・ 点検先は事業所内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと

² こどものバス送迎・安全管理マニュアル（令和4年10月）

³ 学校安全計画は每学期1回以上（年に3回目途）とされている

⁴ 事故防止等マニュアルでは年齢別のチェックリストの作成が奨励されている

(2) マニュアルの策定・共有

- ・ 通常支援時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること
- ・ リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、バス送迎）での従業者が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事（119 番通報））を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化して常勤職員だけでなく非常勤職員、補助者も含め、事業所等の全従業者に共有すること

②児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

(2) 保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと

③実践的な訓練や研修の実施

- ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・ 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行うこと
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や 119 番の通報訓練を行うこと
- ・ 自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する

研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全従業者が受講すること

④再発防止の徹底

- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①（１）の点検実施箇所や①（２）のマニュアルに反映した上で、従業者間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

- リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等）での対応を含む事業所内外での事故を防止するための、従業者の役割分担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）時における従業者の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと

- 事業所内活動時はもちろん、散歩などの事業所外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、従業者間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意すること

その際、保育所等での児童の見落とし等の発生防止に関して発出されている事務連絡のうち、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」[別添資料5](#)や「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」[別添資料6](#)が参考となるので、参照すること

- 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと
- 事業所等において、車両による送迎を実施している場合についても、事業所等が実施し、提供するサービスである以上は、支援提供時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、従業者間の役割分担を確認し、児童の見落としなどがないよう対応が必要であること

このため、前述のバス送迎の安全管理マニュアルについて、既にある事業所等のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各事業所等での取組の補助資料として活用し、車両送迎の安全管理を徹底すること

また、令和5年4月より、事業所等において、①降車時等に点呼等により児

童の所在を確認すること、②送迎用車両への安全装置の装備（②については児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所を対象とする）を義務づけており、別途示している内容に沿って引き続き適切に対応すること（別添資料 7）（第三留意事項の 2 及び 3 を参考）

- 都道府県、指定都市、中核市は、新省令の規定に基づき事業所等が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成 26 年障発 0328 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健副支部長通知）の別添 1「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」における（別紙）「主眼事項及び着眼点等」の着眼点の欄中の「（1）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画という。」）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。」の規定に基づき実施すること。

- 別添資料 1 児童福祉法関連 参照条文
別添資料 2 学校保健安全法関連 参照条文
別添資料 3 事業所等安全計画例
別添資料 4 事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例
別添資料 5 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項
別添資料 6 園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項
別添資料 7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

以上

○本件についての問合せ先
こども家庭庁 支援局 障害児支援課 基準・指導係
T E L : 03 - 6861 - 0068
E-mail : shougaishien.kijunshidou@cfa.go.jp